

ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム Q&A

【申請関連】

Q1 複数の事業化推進機関が課題に携わることは可能か？

A1 複数の事業化推進機関が連携して、事業化推進を行うことも可能です。その場合は、事業開発全体の責任を負う機関を代表事業化推進機関、それ以外の機関を主たる共同事業化推進機関として、申請書を提出してください。代表事業化推進機関については申請書の様式 1 の 3. 連絡先情報、8. 課題の推進体制にて、明示してください。また、参画するすべての事業化推進機関と研究機関（大学等）との間で、必ず事前に合意を得て下さい。

Q2 大学又は大学の 1 部署が、事業化推進機関として本公募プログラムに応募することは可能か。

A2 応募要件等を満たすものであれば、応募にかかる制限はありません。

Q3 自ら事業あるいは研究開発を行っている、もしくは行う予定がある企業（関連会社、CVC：コーポレートベンチャーキャピタルを含む）が、事業化推進機関として応募できるか。

A3 応募要件等を満たすものであれば、応募にかかる制限はありません。ただし、自ら事業を行っている企業などについては、本公募プログラムで支援した成果が大学等発スタートアップの創出・成長ではなく、自らの事業利益のために優先的に使われているとみなされることが無いようにする必要があります。したがって、利益相反管理方針、情報管理規定、情報監査、内部統制などをしっかりと備えており、適切に運用されていることを自ら具体的に明示いただくことが少なくとも必要となります。

Q4 VC 以外の事業化推進機関はどのような機関を想定しているのか。

A4 CVC、アクセラレーター、コンサルティングファーム、スタートアップスタジオ、新規事業の創出支援を行っている事業会社や銀行などが考えられますが、これらに限定されるものではありません。

Q5 単独の大学を支援するファンドを運営する VC が、事業化推進機関（代表事業化推進機関、共同事業化推進機関）として応募することは可能か。

A5 応募出来ます。

Q6 外国籍の企業でも事業化推進機関として応募することはできるのか。

A6 外国籍の企業は応募できません。ただし、日本に法人格を持つ場合は、当該日本法人は応募することができます。

Q7 LLP（有限責任事業組合）等、法人格のない団体でも申請できるか。

A7 本公募プログラムは、法人格を有する機関が対象となります。このため、LLP 等の企業組織体としては申請できません。ただし、合同会社など、法人格を有している場合は申請することができます。

Q8 事業会社が事業化推進機関になり、事業化推進機関と研究者が共同で全くの新しい事業を立ち上げる場合は申請可能か。

A8 新規スタートアップでの事業化を目指すのであれば応募可能です。但し、本事業はスタートアップ・エコシステムの創出に資するという観点から、特定の事業会社の子会社創業を期待するものではありません。 A3 も合わせてご参照ください。

Q9 事業化推進機関の財務状況等は審査されるのか。

A9 本公募プログラムは税金を原資としているため、事業化推進機関が活動経費を適性に執行・管理できるだけの財政基盤を有しているか、審査を行います。

Q10 事業化推進機関として参画することを検討しているが、設立して1～2年しか経っておらず、直近3期分の決算報告書（又は有価証券報告書）や納税証明書が揃わない場合はどうするのか。

A10 公募要領の「2.9.3 申請書一覧」に記載のとおり、この場合や、会社設立後全ての決算報告書（又は有価証券報告書）、及びこれまでに経常利益がマイナスとなった期が1期でもある場合には会社設立後全ての納税証明書を提出してください。創業年度にあたり、決算期を一度も迎えていない場合、決算報告を代替する資料として残高試算表を提出してください。

Q11 研究代表者は申請にあたり所属機関の承認を得なければならないのか。

A11 本公募プログラムでは、e-Rad による申請にあたり所属機関の承認は必要としません。ただし、申請書類の提出時に、所属機関の知的財産担当者が確認した上で「様式3 知的財産確認書」の提出が必要です。加えて、提案内容（特に人件費や謝金の支出）が所属する機関の規定・規則に沿った内容であるか事前にご確認ください。

Q12 海外機関に所属する研究者、もしくは日本国内で研究活動を行う外国籍の研究者は研究代表者として申請可能か。

A12 海外機関に所属する研究者は申請できません。日本国内の大学等に所属する研究者は国籍を問わず、申請が可能です。

Q13 企業や公益財団法人に所属する研究者は研究代表者となれるか。

A13 企業、一般財団法人、公益財団法人、社団法人等の研究者は研究代表者となることはできません。本公募プログラムは主に大学等発スタートアップ創出を目的としているため、技術シーズの対象を国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人含む）、地方独立行政法人等としており、企業や財団法人等は含まれません。

Q14 学生の申請は可能か。また、参加できるか。

A14 JST は大学等と委託研究開発契約を締結するため、大学等と雇用関係にない学生は申請できません。ただし、研究開発機関の了解が得られれば、研究開発参加者としての参加は可能です。

Q15 既にスタートアップを起業した研究者の申請は可能か。

A15 既に立ち上げたスタートアップの技術シーズとは異なる技術シーズを核とした新たなスタートアップの創出を目指す場合は申請が可能です。既に起業したスタートアップ等への技術移転が目的の場合、本公募プログラムの趣旨と異なるので、申請はできません。

Q16 複数の研究機関による共同申請は可能か。

A16 研究代表者以外に中心的な役割を担う研究者等がいる場合は、申請書の体制に記載してください。また、再委託の実施は認めていないため、研究代表者の所属機関とは別に、主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関を認める場合は、JST が直接、委託契約を行います。委託契約等にかかる注意事項について共同研究開発機関においても事前に十分ご確認ください。なお、複数の研究機関が参画する場合は、申請時にプロジェクトの開始前、及び開始後の知財やその他の事項について整理し、大学等発スタートアップの障害とならないことを示す必要があります。

Q17 共同研究開発機関に企業や公益財団法人等を含めることは可能か。

A17 本公募プログラムは、新産業の創出、新規マーケットの開拓に向けて、既存企業ではリスクを取りにくい、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術シーズについて新規スタートアップでの事業化を目指しています。大学等発スタートアップが事業を進める上で、本公募プログラム推進中の段階から企業や公益財団法人等との連携が必要であり、かつその連携が大学等発スタートアップ成長の障害とならない場合には、委員会の審査に基づき、認められる場合があります。但し、共同研究開発機関として企業や公益財団法人等が参画する場合、その企業や公益財団法人等は本公募プログラムの研究開発費を執行できません。

Q18 特許化前の技術を基に申請可能か。

A18 可能です。ただし、起業にあたっては特許等を保有していることが望ましく、審査においても技術シーズの新規性の根拠として考慮します。特許出願の準備等を行っていたら、必要に応じて申請書に記載してください。

Q19 特許・ソフトウェア等を保有しておらず、今後の取得予定もないが申請は可能か。

A19 申請は可能ですが、事業戦略上、特許等を保有せず起業を目指す場合、合理的な理由を申請書で明確に提示してください。

Q20 事業の核となる技術シーズの特許について、研究代表者以外の発明者、出願人がおり、当該共同発明者や出願人が課題に参画しない場合は申請することができるか。

A20 申請は可能ですが、スタートアップの創出・成長に妨げが無いことが前提です。そのため申請にあたっては上記に該当する点が無いか研究機関の知財担当部門による調査、確認を行い、全ての発明者、出願人に当該特許を用いたスタートアップの実施に関する同意を得た上で、「様式3 知的財産確認書」を申請時に提出していただきます。

Q21 民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。

A21 申請はできません。

Q22 申請書 様式1の「11. 他制度での助成等の有無（民間財団・海外機関を含む）」に海外機関を含むとあるが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。

A22 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

Q23 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラムのスタートアップ創出共同機関は、本公募プログラムにおいて事業化推進機関になれるか。

A23 事業化推進機関としてご応募いただけます。ただし、両プログラムにおいて活動費が重複しないように留意してください。

Q24 同じ技術シーズを用いて、他制度の公募へ申請することは可能か。

A24 応募の制限が掛かっている制度がありますので、公募要領「2.8 応募の制限」をご確認ください。また、記載されていない制度への応募については当該制度を所掌する機関に重複応募や同時実施が可能かお問合せください。なお、本公募プログラムの選考の際には重複調査を実施し、不合理な重複や過度の集中に関する確認を行います。該当する場合、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。詳細は公募要領「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご確認ください。

Q25 対象となる分野に限定はあるか。

A25 対象分野に制限はありません。

Q26 事業化推進機関と大学等との覚書・協定書等は必須書類であるか。

A26 採択後には、事業化推進機関を中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業化推進機関との間で締結していただきます。JST が覚書・協定書への記載を求める事項については、採択者向けのハンドブックをご参照ください。

Q27 事業化推進機関と大学等が締結する覚書・協定書等について、大学等側の契約主体は誰になるか。

A27 大学等の規則に基づき、然るべき責任者との締結が必要になります。なお、大学等の機関として、事業化推進機関との連携体制を構築するために、機関の長（学長、総長、理事長等）との締結が望まれます。

Q28 達成目標やマイルストンの設定にあたり、公募要領に記載されている項目を全て記載しないといけないのか？

A28 公募要領「1.1.6 本基金事業の特徴」に記載されている各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例は目安となります。設定にあたっては課題や分野毎の特性を踏まえつつ、柔軟かつ適切にご検討ください。

Q29 事業化推進機関は、事業化推進機関 PR ページへの掲載は任意でよいのか。

A29 事業化推進機関 PR ページは応募を検討している研究者の方への PR の場として提供しており、掲載は任意となります。

Q30 申請書を直接持参して提出することは可能か。

A30 直接持参いただいても一切受け付け出来ません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。ただし、審査に必要な書類、資料等の追加提出をお願いする場合がありますので、その追加書類、資料等に限り、郵送や宅配便（着払い不可）での提出をお願いすることがあります。申請書の提出方法は公募要領をご確認ください。

Q31 申請書について受領書はもらえるのか。

A31 受領書はございません。ただし、申請フォームから申請を行う書類（申請書様式 5、様式 6 など）は申請が完了するとシステムから受付完了通知が電子メールで送付されます。また、申請書は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にて申請いただく分につきましては、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっていれば JST に申請書を提出できたことが確認できます。

Q32 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいのか。

A32 直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については E メール又は電話によりお願いします。

【実施体制】

Q33 事業化推進機関の参画機関数や実施体制に制限はあるか？

A33 原則として、機関数は 3 社以内、実施体制は 8 名以内を目安としてください。上記を超える場

合は課題推進上に必要となる機関および担当者となるように精査を行ってください。また、必要に応じて体制に関する理由等を求めることがあります。

Q34 事業化推進機関の担当者（事業化推進者）はエフォート率を設定する必要があるのか。

A34 実施体制に名前を記入した方全員のエフォート率を設定してください。

Q35 事業化推進機関の担当として、本公募プログラムに係わることにより事業化経験を積ませたい新規採用者がいるが、参画させてよいか。

A35 制限はありませんが、事業化推進機関には責任をもって事業開発を行う体制が取れていることが望めます。また、事業化推進機関の体制や活動内容は課題の選考や進捗評価、事後評価等に直接反映されますので、これらの点を考慮の上、ご検討ください。

Q36 経営者候補人材が兼務として本公募プログラムに参加することはできるか。また、出来る場合、参画にあたって必要最低限として求められるエフォートの基準などはあるか。

A36 兼務での参加は可能です。兼務に当たっては、兼務先の就業規定等に反しないようご確認ください。また、参画にあたってのエフォートの基準はありませんが、経営者候補人材が進捗評価等の機会に課題を代表して報告いただくなど、積極的な関与を期待します。なお、進捗評価においては経営者候補人材の参画状況について確認を行い、評価に反映する場合があります。

Q37 経営者候補人材として外国籍の人材や海外在住の人材が参画することは可能か。

A37 経営者候補人材となる方の国籍や居住地は問いません。ただし、人選にあたっては公募要領「4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保」や「4.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」について充分考慮し、参画にあたっては法令等を遵守した形で大学等や事業化推進機関の規定等整備や手続きを行ってください。

Q38 事業化推進機関の代表者が経営者候補を担ってもよいか。もしくは、事業化推進機関から経営者候補を出してもよいか。

A38 正当な理由と妥当性があり、事業開発のために必要なエフォートを確保できるのであれば事業化推進機関から経営者候補人材を出すことは可能です。ただし、事業化推進機関の代表者が経営者候補となった場合、人件費を支出することは出来ませんので、ご留意ください。

Q39 参画している経営者候補人材を途中で変更することは可能か。

A39 やむを得ない事情が生じた場合は可能です。体制変更については PO 等による確認と承認が必要となります。

【課題の事業化等】

Q40 本公募プログラムの課題の出口として、既存企業へのライセンスや M&A（吸収・合併）も可能か。

A40 本公募プログラムは、既存企業ではリスクを取りにくい、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術シーズについて、将来的に国際市場を獲得し、事業成長を続けるスタートアップを創出することを目指しています。しかし、課題を進めた結果として、既存企業への技術・人材等の提供により本公募プログラムの目的が果たせる場合には、委員会の厳格な審査に基づき、その計画が認められる場合があります。

Q41 創出を目指すスタートアップは国内で起業せず、直接海外で起業することを目指しても良いか。

A41 事業構想上、合理的な理由があれば当初から海外での起業を目指していただくことも可能ですが、国費を原資とした本基金事業の目指す姿への貢献として、大学等への還元等にも十分配慮する等、我が国への裨益（雇用創出や経済成長の実現）、大学等発スタートアップの継続的な創出を支えるエコシステムの構築に寄与することが必要です。

Q42 課題の推進過程において、海外の機関を活用することはできるのか。

A42 海外の機関を活用することの合理性が認められる場合には、委託研究開発契約書や事務処理説明書、及び各機関の規定の範囲内において、業務を外注することができます。

Q43 事業化推進機関の権限はどこまでか。例えば、大学の知財に関する権限も有するのか。また、事業化推進機関と研究代表者の間のノウハウ等の取扱いはどのように定められるか。

A43 採択後には、事業化推進機関を中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業化推進機関との間で締結していただきます。その中において事業化推進機関と大学等の間の役割分担やプロジェクトマネジメントの一元化についても記載していただくことになります。覚書・協定書については A26 も合わせてご参照ください。

Q44 課題実施中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A44 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

Q45 事業化推進機関との意見が一致しないため、大学だけで課題を継続することは可能か。

A45 継続出来ません。本公募プログラムでは、事業化推進機関と研究代表者が共同代表者として一体的な体制を取り、事業化推進機関のマネジメントの下で、大学等において事業化に向けた研究開発を行っていただくことが不可欠です。

Q46 大学等が事業化推進機関から不利な条件を要求される等の事態が生じた場合はどこに相談すればよいか。

A46 課題を推進する機関間に問題が生じた場合は、原則として当事者同士の協議によって解決を図ることとします。そのような事態とならないよう十分な協議を行った上で覚書・協定書を締結してください。

Q47 事業化推進機関の事業開発が満足な水準ではないため、大学等の研究代表者が事業開発を行うことは可能か。

A47 事業開発は事業化推進機関の役割となっており、研究代表者本人が単独で事業開発を実施することは認められません。事業化推進機関との協議によって解決を図ってください。なお、トラブルを未然に防ぐため、事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを明確に設定し、課題のメンバー同士で各項目の進捗を可視化、共有化することを推奨します。

Q48 事業化推進機関は、設立したスタートアップに対する投資の責任を負うか。

A48 必ず投資をしなければいけないという責任はありませんが、民間のリスクマネーを呼び込むことは、本公募プログラムの重要な目的の一つであり、自らも含めた民間投資の呼び込みを積極的に行っていただくことになります。ただし、これにより事業化推進機関自身の投資の機会が確保されるものではありません。一方で、事業化推進機関の事業育成の貢献に応じた資本政策が検討されることが、良い大学等発スタートアップ・エコシステムを形成することにつながると考えております。

Q49 事業化推進機関は、育成したスタートアップへの投資比率が制限されているのか。

A49 特に制限はありません。ただし、他の機関の投資機会の担保（投資機会の公平性の担保）や、株式出資をする場合に株価等の交渉において一方的な条件を強制しない旨等を含め、事業化推進機関と大学等の間で何らかの覚書・協定書等を締結していただきます。様式の例については、START のウェブページに提示しています。

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/oboegaki_sankou.pdf

Q50 研究者が経営者候補人材となり、将来起業することは可能か。

A50 大学等が定める利益相反規定等の範囲内で可能です。

Q51 スタートアップを前倒しで設立した場合は即座に終了するのか。

A51 当初予定の研究開発期間内に早期にスタートアップを設立した場合においても、研究開発等の支援が必要となる場合、支援を継続することが可能です。ただし、支援にあたっては委員会で審査を行い、その可否を判断いたします。また、支援期間中であっても民間資金の調達やシード期のファンドの獲得に成功した場合、目的を達成できたものとして高く評価し、支援を終了します。

【経費全般】

Q52 競争的研究費の管理について、ルールは定められているか。

A52 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分する研究資金の管理については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が定められておりますので、ご確認ください。

（参考）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

Q53 ソフトウェア等の作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。

A53 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。研究開発マイルストンの達成に向けて必要な活動である各種データの取得、試作品の製作等については、外部専門機関等の活用により、より効果的に進むことも想定されることから、外部専門機関等を効果的・積極的に活用することを推奨します。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約による

ものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。

Q54 間接経費は措置されるか。

A54 大学・研究開発法人等の研究開発を行う機関では、直接経費の 30%を間接経費として措置します。それ以外の機関に関しては直接経費の 30%を上限として間接経費を措置します。

Q55 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A55 間接経費は「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和5年5月31日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な使途は以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q56 特許経費を直接経費から支出できるか。

A56 大学等を対象として、一定の要件を満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することが可能です。要件等の詳細は「3.4.2 特許関連経費の直接経費からの支出について」をご参照ください。

Q57 本公募プログラムの直接経費で雇用する研究員等が、本公募プログラム以外の業務を行うことはできるか。また、本公募プログラムの直接経費で雇用する研究員等について、裁量労働制を適用することはできるか。

A57 勤務時間の管理については、研究機関が定める規則等に従うものとしておりますので、研究機関の規則等に沿っていることが前提となります。勤務時間の一部を本公募プログラムの研究開発に充てる勤務形態（兼業者）の場合、従事日誌等により従事日または従事時間を区分し、本公募プログラムに該当する部分の人件費を計上してください。（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。

Q58 事業化推進機関が経費を使用するにあたって、注意すべき点はあるか。

A58 事業化推進機関が活動経費を使用するにあたっては、締結する委託研究契約書及び事務処理説

明書、機関が定める規定に従っていただく必要があります。また、活動経費は税金を原資とする公的資金であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。また、経費の使用に際しては、事務的に以下の事項に留意してください。

公的資金の経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、当該事業とその他の事業との区分管理など、通常の民間企業における商取引や商慣習とは異なります。

業務日誌等の帳票類の整備、取得財産の管理方法など通常の経理処理とは違った業務管理、経理処理等が必要になります。活動経費の精算等の当日になって資料がないということにならないよう、十分注意してください。

また、事業化推進機関や経営者候補人材の活動経費としては、設備備品費（耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上の備品）や試作品を計上することは想定していません。事業化推進機関や経営者候補人材の活動を遂行するために必要な消耗品、書籍等の経費を想定しています。

Q59 経営者候補人材の人件費を支出することは出来るか。また、経営者候補人材の人件費を複数名支払うことは可能か。

A59 大学等または事業化推進機関の規定に従い、人件費または謝金として支出することが可能です。詳細は「3.4.1 研究開発費（直接経費）」をご参照ください。なお、経営者候補人材の人件費または謝金は CEO 候補 1 名分のみが支出対象となります。また、業務委託や外注といった形態は認めておりません。

Q60 事業化推進機関の担当者やアシスタントの人件費を支出することは出来るか。

A60 事業化推進機関の代表者となる方の人件費は支出することが出来ませんが、それ以外の方の人件費は支出することが可能です。ただし、人件費の上限については調整させていただく場合があります。

Q61 本公募プログラムとして出席を求める説明会や進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A61 進捗の評価や説明会出席等、本公募プログラムの事業計画に基づいた事業の実施と直接関係があるものには支出できます。

Q62 自機関の施設等の使用料は直接経費として支出できるか。

A62 本研究に直接必要である研究設備・機器等の保守料であれば、研究機関所有の既存の研究設備・機器等であっても、直接経費に計上することができます。なお、本研究と他の研究等で共同利用する研究設備・機器等の保守料については、利用状況等を勘案した合理的根拠に基づき区分して負担する場合には、計上することが可能です。

Q63 複数年度に渡る物品のリース・レンタル契約を結ぶことはできるか。

A63 可能ですが、次年度の研究開発が中止となる可能性もございますので、複数年度契約を行う際はご注意ください。なお、研究開発が終了した場合、複数年度のリース契約解除処理は、費用負担も含め機関側の負担となります。

Q64 学会に関する費用は直接経費からの支出が認められるか。

A64 本公募プログラムによる成果に係る研究発表等、課題推進に直接必要な学会参加に関する費用である場合には、「参加費（登録費）」および「予稿集代」の支出が可能です。また「年会費」について、原則として、個人又は機関の権利となるものへの支出は認められず、更にすでに継続して加入している学会の年会費を、研究開発期間のみ直接経費から支出することは認められません。ただし、課題の成果に係る論文の発表などのために、新たに当該学会への加入が必要となる場合は、例外として直接経費からの支出が認められます。

Q65 事業化推進機関として計上できる経費（担当者人件費、旅費、その他）の額について、目安や上限はあるか。

A65 目安や上限はございません。事業開発に必要となる経費を計上してください。なお、計上されている経費の妥当性については委員会等で確認いたしますので、精査の上でご申請ください。

【その他】

Q66 本公募プログラムで購入した設備や機器の取り扱いはどうなるのか？

Q66 大学等が本研究のために取得した物品の所有権は研究機関に帰属します。企業等(大学等以外)における取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、支援終了後は企業等で有償賃貸借や買い受けが必要になります。本公募プログラムにおいて起業したスタートアップに関しては、大学等に準じた取り扱いとし、取得時より所有権をスタートアップに帰属させることが可能です。契約の際に JST に

相談してください。なお、事業化推進機関や経営者候補人材の活動経費としては、設備備品費（耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上の備品）や試作品を計上することは想定していません。

Q67 本公募プログラムで大学等が購入した設備や機器はプログラム終了後、スタートアップに譲渡できるか。

A67 大学等にて購入した物品をスタートアップへ移管する場合は、当該大学等とスタートアップで取り扱いについて協議してください。

Q68 採択された場合、委託研究契約は JST と事業化推進機関、JST と研究機関の間で個別に締結されるのか。また、事業化推進機関と研究機関の間での経費流用（計画変更）はどの程度許容されるのか。

A68 委託研究契約は事業化推進機関、研究機関と JST で個別に締結します。事業化推進機関と研究機関の間での経費流用についての制限はありませんが、正当な理由や妥当性に基づいていること、そして PO や JST の事前確認・承認を得ることが必要です。

Q69 申請に必要な市場調査費等は事業推進機関負担となるか。

A69 採択前に掛かる費用については支援対象外となり、申請者側でご負担いただく必要があります。

【応募の制限】

Q70 スタートアップ・エコシステム共創プログラムのギャップファンドと同時に申請することはできますか。

A70 申請することは可能ですが、同時に実施することは出来ません。詳細は「2.8 応募の制限」をご参照ください。

Q71 スタートアップ・エコシステム共創プログラムのギャップファンドを受給中ですが、本プログラムに申請することはできますか。

A71 申請することは可能ですが、同時に実施することは出来ません。詳細は「2.8 応募の制限」をご参照ください。

Q72 スタートアップ・エコシステム共創プログラムのギャップファンドを受給中です。D-Global の

開始年度が、ギャップファンドの最終年度にあたります。重複する期間についてギャップファンドを最後まで実施することはできますか。

A72 D-Global とギャップファンドを同時に実施することはできません。D-Global の開始時期に合わせてギャップファンドは中止となります。

Q73 スタートアップ・エコシステム共創プログラムのギャップファンドを受給中です。同一の技術シーズで、研究代表者が異なれば、D-Global と同時に実施することができますか。

A73 同一のシーズの場合には、研究代表者が異なる場合でも同時に実施することはできません。

【特許関連経費の国費による支援の重複回避】

Q74 D-Global に採択されると JST 知財活用支援事業の外国特許出願支援は受けられなくなりますか。

A74 国費による支援の重複を回避する観点から、本事業の直接経費による特許関連経費を支出する場合、一つの出願に複数の国費又は国費を財源とする資金を併用することはできません。本事業においては、国内出願、PCT 出願、および各国への個別出願をそれぞれ別の出願（上記「一つの出願」）として取り扱います。複数の国・地域に出願する場合、国・地域毎に異なる財源を用いることは可能です。本事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支援においては、支援を受けるための要件が別途定められている場合がありますので、事前に十分ご確認ください。